



JETRO

令和5年度版

# 英国VAT登録手続きガイドブック

Amazon.co.uk 出品時の税務について

日本貿易振興機構（ジェトロ）

デジタルマーケティング部 ECビジネス課

2023年6月



## はじめに

I. 英国向け越境EC輸出に関わる税の種類と概要

II. 英国向け越境ECにおける税制

III. VAT登録・申告・納税、およびMTD登録

IV. VAT登録・申告を代行会社に依頼する場合の留意点

V. Amazon.co.ukへのVAT番号登録手順

VI. 関連リンク集

まとめ

# はじめに

## Amazon.co.uk（英国）の税務について

- ジェトロでは、越境ECを通じた日本企業の海外進出を支援するため、Amazonと連携し、これまでAmazon.com（米国）およびAmazonビジネス上に日本商品特集ページ「JAPAN STORE」を設置し、共同でプロモーション、マーケティングを実施してきた。この度新たな展開先としてAmazon.co.uk（英国）にJAPAN STOREを開設した。
- 日本の中小企業がAmazon.co.uk（英国）への出品を検討するにあたり、つまずきやすいポイントの一つがVATをはじめとした英国の税務手続きである。ジェトロは、JAPAN STOREおよび英国の越境ECに取り組む日本企業向けに、国際間接税コンサルティング会社であるオプティ株式会社の監修により、Amazon.co.uk（英国）に関するVAT、関税、物品税の税務を中心に、英国の規制、手続き時の留意点をまとめた。本資料により中小企業の皆様の英国への越境ECの際の一助となれば幸いである。
- 越境ECの税務や各種制度は頻繁に変化する。最新の情報についてはジェトロサイト及び各国の税務当局のサイトで必ず確認し、実際のケースによって課税関係が変わることもあるため不明な点は国際税務の専門家へも確認するようご留意いただきたい。
- 本稿で説明している越境ECについては、物品販売の越境ECについての説明となり、デジタルグッズなどのデータ販売については異なる規定があるためご留意いただきたい。

# 目次

はじめに

**I. 英国向け越境EC輸出に関わる税の種類と概要**

II. 英国向け越境ECにおける税制

III. VAT登録・申告・納税、およびMTD登録

IV. VAT登録・申告を代行会社に依頼する場合の留意点

V. Amazon.co.ukへのVAT番号登録手順

VI. 関連リンク集

まとめ

# I | 英国向け越境EC輸出に関わる税の種類と概要

- 英国向け越境ECについて、英国では関税、物品税、付加価値税（VAT）などの税について留意する必要がある。

## ■ 英国向け越境EC輸出に関わる税の種類

英国向け越境EC輸出については、関税や物品税、付加価値税（以下、「VAT」）などの税について留意する必要がある。

- 英国への「輸入」の際に、関税や物品税、VATなどの税が課税される。
- 関税や物品税は事前の登録の必要なく、輸入時に納税する。一方、VATについて課税・申告・納税を行う場合、事前に付加価値税登録（VAT登録）をしておく必要がある。VAT番号取得後はVAT番号を抹消するまで申告する義務がある。これらの申告はMTD承認されたソフト（デジタルでの税申告が可能なソフトとHMRCより承認されたソフト）によって申告される必要がある。
- 英国への輸入の際には事前に英国EORI番号（Economic Operators Registration and Identification Numberの略で、関税法上の事業者番号）を取得する必要がある。
- VAT登録の登録要件に該当しているにも関わらずVAT登録をしていないことは、Amazon.co.ukでの販売に関わらず、英国への輸出を行う際に違反となる。加えて、VAT登録をしていないことで、Amazonアカウントが停止措置になるなどのリスクがある。
- 税目の種類と概要については次ページより詳細を記す。
  - (i) 関税
  - (ii) 物品税
  - (iii) 付加価値税

# I | (i) 関税

- 輸入関税は英国への輸入時に係る税金の一種である。
- 英国の関税率はJETRO内のWorld Tariffにて輸入関税の税率を確認可能である。

## ■ 関税 (Customs Duty)とは

- 関税 (Customs Duty)とは、ある国から輸入される物品に対して課せられる税金のことを指す。関税は輸入品の税関での評価基準に関税率を掛けた金額で計算される。関税は、輸入される商品の種類に応じて異なる税率が適用され、輸入国の税制や貿易政策によって異なる。
- 英国の関税率についてはJETROサイト内のWorld Tariffにてユーザー登録を行うことで、World Tariffを無料で利用することができる。World Tariffでは英国の関税率を確認することができる。上記に加えて、2021年1月1日発効の日英EPAの内容も踏まえて、HSコードを元に関税率を確認する必要がある。

参考URL

世界各国の関税率 (World Tariff) : <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

- 輸入関税はECビジネスにおいても該当するため注意が必要である。
- **関連法令**
  - Customs and Excise Management Act 1979 (CEMA)
  - The Finance Act 2020
  - Customs Act 2018 (2018/5/31施行)
  - The Customs Tariff (Establishment) Order 2018

# I | (ii) 物品税

- 物品税は英国への輸入時に係る税金の一種である。
- アルコール飲料やたばこ製品などがその対象となる。

## ■ 物品税(Excise Duty)とは

- 物品税(Excise Duty) とはアルコール飲料（ワイン、ビール、サイダー、スピリッツなど）、たばこ製品（たばこ、葉巻、手巻きたばこなど）、燃料（重油・軽油類、無鉛ガソリン、灯油、ディーゼルなど）を輸入する際に課せられる税である。
- 物品税は、物品が英国に到着した時点で課せられる。なお、北アイルランドはEUの物品税制度が適用されるため、EU域内国から北アイルランドへの輸入および北アイルランドとグレートブリテン（イングランド、スコットランド、ウェールズ）の間の物品の移動は規定が異なる。
- 物品税はECビジネスにおいても該当するため注意が必要である。その際、特にアルコール関係やたばこ関係の越境ECを計画している場合、事前に物品税の詳細を確認すべきである。
- **関連法令**
  - the Alcoholic Liquor Duties Act 1979
  - the Tobacco Products Duty Act 1979
  - the Hydrocarbon Oil Duties Act 1979

# I | (iii) 付加価値税

- 付加価値税は英国への輸入時や英国の消費者や法人への販売時に係る税金の一種である。
- 日本の消費税同様、英国付加価値税においても軽減税率が適用される物品もある。

## ■ 付加価値税（VAT : Value Added Tax）とは

- VATはValue Added Taxの略で、日本語では「付加価値税」と呼ぶ。日本の消費税同様の間接税である。
- 英国での付加価値税は標準税率20%、軽減税率5%、ゼロ税率と3種類の税率となっている。軽減税率の例として、高齢者の移動補助具や禁煙製品などが挙げられる（5%）。商品毎の付加価値税料率は下記参照URLより確認できる。

輸入付加価値税はECビジネスにおいても該当するため注意が必要である。

- VAT申告の際に、輸入時に支払ったVATと販売時に徴収したVATを相殺できる。

## ■ 関連法令

- ・ Value Added Tax Act 1994

## ■ 参照URL

VAT rates on different goods and services : <https://www.gov.uk/guidance/rates-of-vat-on-different-goods-and-services>

Value Added Tax Act 1994 : <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1994/23/contents>



# I | (ix) 罰則

- 税の滞納、過少申告、過大申告、無申告の場合にペナルティが課される。
- 民事罰と刑事罰の両方の罰則がある。

## ■ 違反およびペナルティの概要

VAT法の違反には民事罰と刑事罰がある。罰則は本来納めるべきであった税額、または固定の罰則ベースで30%の範囲から課せられる。また意図的且つ隠蔽された行為（または不作為）に対する本来納めるべきであった税額の100%まで課せられる。上記に加えて「ポイントベース」のペナルティシステムが2023年1月1日以降に開始するVAT会計期間に適用される。2022年4月1日よりUncertain Tax Treatment (UTT = 不確実な税務処理) 制度が施行された。これにより特定の大企業は500万ポンドを超えるVAT引当金を計上した場合には、HMRC（英国歳入庁）への通知義務が発生する。

HMRC（英国歳入庁）では、税目や違反事項に関する様々な事例と罰則が紹介されている。これによると、税の滞納、過少申告、過大申告、無申告などが違反事項となる。なお、関連する税目としては、法人税やVAT、物品税の他、環境税など様々な税目についての記載がある。詳細は下記の参照URLより確認できる。

ペナルティの額については理由及びその潜在的な利益損失により決まる。

潜在的な利益損失は、本来支払うべき税額との差額分として、支払うべき追徴税額を指す。

## ■ 参照URL

Penalties: an overview for agents and advisers : <https://www.gov.uk/guidance/penalties-an-overview-for-agents-and-advisers#penalties-for-late-filing-or-late-payment>

# I | (ix) 罰則 : VAT及び物品税

- 申告書やその他の税務書類が不正確で、税が掛かる場合、ペナルティが課されることがある。

## ■ 違反の例

VAT登録をしていない、またはVATインボイスを発行する権限がない者が、VATとして表示された金額を含むインボイスを発行した場合、物品税の未納がある、または登録せずにアルコール、タバコ、炭化水素油を取り扱う場合が違反の例に該当する。

## ■ VAT及び物品税ペナルティの例

行動が故意か過失か、また開示が指摘によるものか否かで、ペナルティの割合が変わる。

	自発的開示	非自発的開示
非故意	10% to 30%	20% to 30%
故意	20% to 70%	35% to 70%
故意かつ隠蔽	30% to 100%	50% to 100%

不正行為が発覚する前に自発的にHMRC（英国歳入庁）に情報開示した場合を自発的開示と呼ぶ。  
自発的な開示の場合、ペナルティが減額される。また当局への協力の度合いによりペナルティが減額される。

## ■ 参照URL

Compliance checks: penalties for VAT and excise wrongdoing - CC/FS12 :

<https://www.gov.uk/government/publications/compliance-checks-penalties-for-vat-and-excise-wrongdoing-ccfs12>

# I | (ix) 罰則 : VAT

- 違反が故意か隠蔽かなどの状況に応じてペナルティが変わる。

## ■ 具体的な違反とペナルティの例

### 遅延登録

違反が「故意」「隠蔽」かに応じてVATの30%-100%のペナルティが課される。

### 登録の失敗

違反が「故意」「隠蔽」かに応じてVATの30%-100%のペナルティが課される。

### 申告書の遅延提出

新しい「ポイントベース」のペナルティシステムによりペナルティ額が決まる。  
ポイントベースの詳細は下記の参照URLを参照のこと。

### リバースチャージの未対応

本来納めるべきであった税額の30%から100%が課される。刑事罰が課されることもある。

## ■ 参照URL

Compliance checks: penalties for VAT and excise wrongdoing - CC/FS12 :

<https://www.gov.uk/government/publications/compliance-checks-penalties-for-vat-and-excise-wrongdoing-ccfs12>

Penalty points and penalties if you submit your VAT Return late : <https://www.gov.uk/guidance/penalty-points-and-penalties-if-you-submit-your-vat-return-late>

# I | (ix) 罰則 : VAT (続き)

- 違反が故意か隠蔽かなどの状況に応じてペナルティが変わる。

## ■ 具体的な違反とペナルティの例

### Uncertain Tax Treatment (UTT : 不確実な税務処理) の通知の未履行

未履行の程度に応じて5,000ポンドから50,000ポンドが課される。

### 非居住の税務プロモーターによる租税回避スキーム

租税回避スキームによって得られた額の100%までが課される。

### 電子商取引の隠蔽

企業がESSツールを使用して個々の電子販売記録を隠蔽・減額した場合、ESSツールの所有者または作成者、提供者、促進者に対して50,000ポンドまでのペナルティが課される。ESSツールへのアクセス、またはESSツールを宣伝する行為も同様に見なされる。

## ■ 参照URL

Compliance checks: penalties for VAT and excise wrongdoing - CC/FS12 :

<https://www.gov.uk/government/publications/compliance-checks-penalties-for-vat-and-excise-wrongdoing-ccfs12>

Penalty points and penalties if you submit your VAT Return late : <https://www.gov.uk/guidance/penalty-points-and-penalties-if-you-submit-your-vat-return-late>

Electronic sales suppression-CC/FS68 : <https://www.gov.uk/government/publications/compliance-checks-electronic-sales-suppression-ccfs68/electronic-sales-suppression-ccfs68>

Penalties for facilitating avoidance schemes involving non-resident promoters :

<https://www.gov.uk/government/publications/penalties-for-facilitating-avoidance-schemes-involving-non-resident-promoters-ccfs67/penalties-for-facilitating-avoidance-schemes-involving-non-resident-promoters>

# I | (ix) 罰則 : 関税

- アンダーバリュー取引\*などはUK関税法のペナルティの対象となるばかりか、日本の関税法違反にもなる。購入者からの依頼がある場合でも、これらの要請には対応すべきではない。  
※輸入時に実際の取引価格よりも申告価格を低くして、関税や消費税などの税金を安く抑えようとする事

## ■ 違反の例

関税に関する違反としては、虚偽の申告、文書の偽造、不正確な原産地証明、アンダーバリュー取引、物品の分類間違いなどが挙げられる。

## ■ ペナルティの例

罰則としては民事罰と刑事罰がある。民事罰については、通常最初のペナルティは250ポンドとなるが、違反の状況、度重なる不準拠の履歴、または重大な過失と見なされる場合によっては、より高い金額が設定される。

- 1回目の違反の場合 : 250ポンド
- 2回目の違反の場合 : 500ポンド
- 3回目の違反の場合 : 1,000ポンド
- 4回目の違反の場合 : 2,000ポンド
- それ以降の違反 : 2,500ポンド

## ■ 参照URL

Customs Civil Penalties Guidance: <https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/customs-civil-penalties-guidance/ccpg27320>

Cross Heading: The penalties : <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/14/part/3/crossheading/the-penalties>

Cross Heading: General offences : <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1979/2/part/XII/crossheading/general-offences>

Civil penalties for contraventions of customs law (Customs Notice 301) : <https://www.gov.uk/guidance/civil-penalties-for-contraventions-of-customs-law-customs-notice-301>

Report an immigration or customs crime :

<https://www.amsallegations.homeoffice.gov.uk/default.aspx/RenderForm/?F.Name=Lf62UB7cz4C>

関税法の罰条 : <https://www.customs.go.jp/shiryo/batsujo.htm>

はじめに

I. 英国向け越境EC輸出に関わる税の種類と概要

**II. 英国向け越境ECにおける税制**

III. VAT登録・申告・納税、およびMTD登録

IV. VAT登録・申告を代行会社に依頼する場合の留意点

V. Amazon.co.ukへのVAT番号登録手順

VI. 関連リンク集

まとめ

## II | 英国向け越境ECにおける税制

- Amazonを利用した越境ECにかかわらず、通常の輸出販売と同じく現地の税制を確認し対応する必要がある。

### 英国向け越境ECにおける税制について

- Amazonなどのオンライン・マーケットプレイス（OMP）を利用した越境ECであれ、独自ドメイン等の自社サイト型の越境ECであれ、通常の輸出販売同様に現地の税制を確認して対応する必要がある。
- 越境ECに大きく関連する税制としては付加価値税（VAT）、関税、物品税が挙げられる。また本資料では説明していないが、現地での代理人を利用することにより恒久的施設（Permanent Establishment: PE）が発生すると見なされるケースでは現地の法人税申告義務が発生することがある。
- Amazon.co.ukサイトでも、「在庫を発送する前に、必ずVAT登録を済ませてください」との記載もあり、事前のVAT登録が必要である。
- 参照URL  
VATへの対応：<https://sell.amazon.co.jp/grow/global-selling/europe/vat>

## II | 越境EC税務に関する用語

- 越境EC関連の用語については、下記の用語を参照のこと。

### ■ EORI番号

EORI番号はEconomic Operators Registration and Identification numberの略である。個人利用のための物品輸入を除いて、英国での物品輸入の際には英国のEORI番号が必要となる。なお、EUでEORI番号を有していても英国での輸入時には利用できないことに注意すること。

### ■ オンラインマーケットプレイス（OMP、OMP型EC販売）

OMPとはOnline Market Placeの略で、AmazonやeBay、Etsy、Rakuten、Yahooなどのプラットフォームサイトを指す。ウェブサイトや携帯電話のアプリを使って下記全ての条件を満たし、販売者への場の提供、および消費者への販売を管理するサービスである。OMPを利用した越境EC販売は、OMP型EC販売と同義である。

下記がOMPの定義となる。

- ①何らかの方法で、商品を供給する方法に関する条件を販売者に課している。
- ②販売者の支払いフローに関与している。
- ③商品の発注または納品に関与している。

（注）支払いのプロセスだけ、広告のリスティングだけ、他のサイトへのリダイレクトだけという行為はOMPには該当しない。

Amazon.co.ukで販売される方は、OMP型EC販売に該当する。

### ■ 独自ドメイン型EC販売（自社サイト型EC販売）

独自ドメインを使った販売手法である。自社サイトでのEC販売に加え、最近ではShopifyやWooCommerce、Magento、BASE、Storesなどでの販売も含まれる。自社サイト型EC販売と同義である。



## II | 越境EC税務に関する用語（続き）

- 越境ECの税務関連の義務に関する用語については、下記の用語を参照のこと。

- **VAT登録義務**

VAT登録に該当する取引が発生する予定または発生してから所定の期間内にVAT登録申請の義務が発生する。

- **VAT申告義務**

定期的な税申告をMTDソフトにより行う義務を指す。VAT番号を事前に取得する必要がある。通常、VAT番号を抹消するまでが申告義務となり、VAT申告を行わなかった場合には罰則が発生する。

- **VAT課税義務**

VATが課税される取引の場合、課税義務と正しい税率を記載する義務がある。

- **VAT徴税義務、納税義務**

正確なVATを徴税し、納税する義務を指す。ケースによってはOMPが代わりに代理納税するケースもあり、その場合は当該金額を控除した金額を納税する。

- **関税法などの遵守義務**

アンダーバリューでの通関やプレゼントなどでの通関ではなく、自社取引に対して正確な通関を行う義務がある。

- **インボイス規定義務**

VAT法に基づいたインボイスを発行する義務。発行期日や保管期間、自社VAT番号等の記載事項がある。

- **Amazonの規約遵守義務**

国内VAT法以外にも、Amazonの規約を遵守する義務がある。遵守しない場合には、Amazonアカウントが凍結される。

## II | (i) 確認すべき規範-販売手法

- 販売相手が一般消費者の場合かつ135ポンド以下の商品の直送販売はオンラインマーケットプレイス（OMP）が代理徴税する。
- オンラインマーケットプレイス（OMP）の代理納税の場合でも事業者の申告義務は免れない。

### ■ 販売手法による分類

2021年7月1日より英国に拠点の無い事業者がOMP経由で英国の消費者に販売する場合、1取引あたり税抜商品価格135ポンド以下であれば、OMPが事業者の代理でVAT申告・納税を行うことになった。このため、販売手法によって課税方法及び申告方法を確認する必要がある。

### ■ オンラインマーケットプレイス（OMP）型

- ①1取引あたり税抜商品価格135ポンド以下で対消費者販売
- ②1取引あたり税抜商品価格135ポンド以下で対法人販売
- ③1取引あたり税抜商品価格135ポンド超の対消費者販売
- ④1取引あたり税抜商品価格135ポンド超の対法人販売

①・・・OMPが事業者に代わり代理課税・申告・納税

②③④・・・事業者が課税・申告・納税

（注）①の場合であってもAmazon.co.ukでは販売側（セラー）において、販売相手（バイヤー）が個人か法人かは販売時点では判断できない。また、販売相手が法人の場合の販売を禁止したり、実際の購入金額を135ポンド以下に設定することはできない。このため、実質的には全てのセラーにおいて英国でのVAT登録・申告が必要であると考えられる。

### ■ 独自ドメイン（自社サイト）型

上記に紹介したOMPによる代理納税が無い場合、事業者が全ての課税・申告・納税義務がある。

## II | (ii) 確認すべき規範-販売主体

- 販売主体が個人事業主であれ、法人であれ、現地でのVAT法の課税対象行為をしている場合は英国でのVAT登録及びVAT課税・申告・納税が必要となる。

### ■ 販売主体による分類

#### 個人事業主としての出品

個人事業主としてのEC販売の手法である。Amazon.co.ukに個人として登録する方法を指す。

#### 法人としての出品

法人としてのEC販売である。Amazon.co.ukに法人として登録する方法を指す。

- (注) 個人事業主であってもVAT申告が必要な取引では法人同様、個人として事前にVAT登録・申告を行う必要がある。

(注) Amazon FBA (※Amazonの販売事業者様が商品の配送をAmazonに委託できるようにするサービス) に個人事業主として在庫を置いているものを、法人としての自社に販売する場合、英国でのグループ間企業間での売買が発生する。このためVAT法での課税対象行為になるばかりか、移転価格問題リスクも発生する。

(注) Amazon.co.ukでは、日本企業として販売するだけでなく、日本以外の国の法人(例: アメリカ法人)として販売することも可能である。その場合、例えばアメリカ法人としてVAT番号を取得した場合はアメリカ法人に対してVAT番号が紐づいて登録される。一度紐づいたVAT番号を日本法人に変更することは不可能であるため、事前に自社がどの国の法人として登録したいかを考えた上でVAT登録申請する必要がある。

## II | (iii) 確認すべき規範-販売相手

- オンラインマーケットプレイス（OMP）の代理納税は販売相手が一般消費者かつ販売商品が135ポンド以下の場合である。
- オンラインマーケットプレイス（OMP）の代理納税の場合でも事業者の申告義務は免れない。

### ■ 販売相手（バイヤー）による分類

#### 一般消費者

販売相手が英国の消費者の場合かつ135ポンド以下の商品をAmazon.co.ukで販売するような直送販売のケースでは、AmazonがVATを代理徴収し、代理申告・納税する。

（注）①の場合であってもAmazon.co.ukでは販売側（セラー）において、販売相手（バイヤー）が個人か法人かは販売時点では判断できない。また、販売相手が法人の場合の販売を禁止したり、実際の購入金額を135ポンド以下に設定することはできない。このため、実質的には全てのセラーにおいて英国でのVAT登録・申告が必要であると考えられる。

### ■ 法人

販売相手が英国の法人で、135ポンド以下の商品をAmazon.co.ukで日本国内から直送販売する場合は、AmazonはVATを代理徴収しない。このため、販売相手が法人であるケースにおいてAmazon.co.ukでEC販売する場合には、自社でVAT申告が必須となる。

## II | (iv) 確認すべき規範-取引方法

- 取引方法については、セラーとしての出品（サードパーティセールス）以外にも、ベンダー取引（ファーストパーティセールス）もある。

### ■ 取引方法による分類

#### ベンダー取引（ファーストパーティ・セールス）

Amazon.co.ukへの販売を指す。当該販売手法をファーストパーティ・セールスと呼び、この場合の販売事業者の名称はファーストパーティ・セラーとなる。現地付加価値税の課税の有無は資産の譲渡（処分権の移転）が行われる場所が日本であるか、英国であるかによって課税関係が異なる。Amazon.co.ukへのベンダー取引を指す。

#### セラーとしての出品（サードパーティ・セールス）

Amazonのマーケットプレイス上での販売を指す。当該販売手法をサードパーティ・セールスと呼び、この場合の販売事業者の名称はサードパーティ・セラーとなる。

なお本資料での説明はこちらを対象としている。

## II | (v) 確認すべき規範-在庫所在国

- 販売手法や商流によって、現地での課税関係が変わる。このため、自社で税対応する場合でも、外部の専門家や事務所に依頼する場合でも、これらの分類に留意する必要がある。

### ■ 販売時の在庫の所在国

#### 英国

Amazon.co.ukでの英国に位置するFBA倉庫から発送されるケースがこちらに該当する。FBA倉庫での販売に関しては現地である英国に在庫を所有しているものの販売となる。

英国でのFBA倉庫の販売については、「英国での輸入」の後、「英国での販売」がなされる。

英国での輸入および販売については英国でのVAT課税対象行為となる。

#### 英国以外

日本から購入者への直送のケースがこちらに該当する。

135ポンド以下の商品を英国在住の消費者向けに直送販売の場合は、販売時点が英国のVAT課税時点となる。

上記以外の取引の場合は通常のVATルールとなる。

## II | (vi) 確認すべき規範-OMP事業者か販売者か

- 自社がオンラインマーケットプレイス（OMP）事業者である場合、英国やEUでは代理課税・代理納税が必要である。
- プラットフォーマーを事業とする企業は事前に課税関係を調査する必要がある。

### ■ 自社が販売者かOMP事業者か

#### 自社が販売者

自社がAmazon.co.ukに対して販売する事業者（ファーストパーティ・セラー）、または、自社がAmazon.co.uk上で販売する事業者（サードパーティ・セラー）の場合はこちらに該当する。

#### 自社がOMP事業者

自社がAmazon.co.uk同様にプラットフォームを運営しており、英国消費者向けに1取引あたり税抜き商品価格135ポンド以下の物が一回でも直送販売された場合、OMP事業者は販売事業者（セラー）の代わりに代理課税・代理納税を行う必要がある。課税時点は販売時点となるため、決済時にOMP側での納税義務が発生する。

このため、OMP事業者は事前に英国のVAT番号を取得し、税申告の準備をしておく必要がある。

#### 下記のような理由がある場合でも、OMPが英国でのVAT代理申告の義務は免れないため留意する。

- ・ 自社のサイトが日本語でのみ運営されている。
- ・ 販売相手の99%は日本国内である。たまたま今回だけ海外在住の人が買ってしまった。
- ・ セラーは日本企業だけである。
- ・ 購入者は英国在住の個人であるが、決済後日本の倉庫に一時配送しその後英国に発送する。

日本企業の中には、海外の税制の確認を後回しにし、後々問題が発覚してから対処するケースが散見される。この場合、ペナルティリスクやレピュテーションリスクなども発生する。自社がOMPビジネスを提供している場合、特に海外税務には気をつけること。

## II | 確認すべき規範と税務（まとめ）

- 越境EC販売の前には、日本の事業者や個人であっても、事前に現地での課税関係を理解しておくことが必要である。
- 今回、英国向けAmazon.co.ukでの販売について、いくつかの確認すべき規範と課税関係についてまとめた。
- Amazonなどのオンライン・マーケットプレイス（OMP）を利用した越境ECであれ、独自ドメイン等の自社サイト型の越境ECであれ、通常の輸出販売同様に現地の税制や制度を確認してビジネスを行う必要がある。（例：英国Plastic Packaging Tax等）
- 上記に加えて、越境ECに関しては通常の輸出販売とは異なる税対応もある。具体的にはAmazonによる代理申告・代理納税のパターンである。ただし、この場合は直送の消費者向け135ポンド以下の場合にのみ使用できるスキームであり、法人相手の場合には使用できない。
- 疑義のある取引の場合、AmazonやHMRCからもVAT登録義務やVAT申告義務、文書保管義務などの確認がなされることがある。その結果、過去の時点からの税申告義務が確認された場合、本税のみならず延滞税の納付義務が発生することもある。これらの税務調査は数年後に発生することもあるため、商流開始時あるいは商流変更時から文書化・マニュアル化しておく必要がある。



# 目次

はじめに

I. 英国向け越境EC輸出に関わる税の種類と概要

II. 英国向け越境ECにおける税制

**III. VAT登録・申告・納税、およびMTD登録**

IV. VAT登録・申告を代行会社に依頼する場合の留意点

V. Amazon.co.ukへのVAT番号登録手順

VI. 関連リンク集

まとめ

# III | VAT登録・申告・納税、及びMTD登録

- VATは日本の消費税同様の多段階一般消費税である。
- 英国での標準税率は20%である。

## ■ VATの概要

### VATとは

VATは、Value Added Taxの略であり、日本の消費税同様の多段階一般消費税を指す。日本語では付加価値税と訳される。英国のVATは、Value Added Tax Act 1994（付随法令を含む）によって定められている。

事業者は、商品やサービスの提供によって得られた付加価値に基づいてVATを支払わなければならない。VATの税率は、標準税率（一般的な商品やサービスに適用される）が20%であり、一部の商品やサービスには、軽減税率（5%）やゼロ税率（0%）が適用される場合がある。

VAT課税対象行為が発生する、あるいは将来的に発生し得る場合、事業者がVAT登録を行うことが必要である。また、事業者は、VAT登録税務署に対してVAT申告書を提出し、期限内にVATを支払わなければならない。また、VAT法は特定の場合に、VATの返金を受けることができると規定している。

# III | (i) VAT登録

- 自社がVAT課税対象活動を行う場合、事前にVAT登録が必要である。
- VAT登録は3カ月から6カ月程掛かるため、余裕を持って対応する必要がある。

## ■ VAT登録の概要

### 関連する法令

- ・ UK Value Added Tax 1994（英国付加価値税法1994）

### VAT課税対象活動

- ・ 資産の譲渡
- ・ 役務の提供
- ・ 輸入

※英国企業に対しては過去12カ月のVAT課税対象となる売上高が85,000ポンドを超えた場合、超えた月の月末から30日以内に登録義務がある。または今後30日間の売上高が85,000ポンドを超えることが予想されている場合も30日以内に登録義務がある。ただしこれらの取り決めは英国に拠点を持たない企業には適用されず、英国に拠点を持たない企業は英国に製品・サービスを供給し始めた時点で（もしくは今後30日間で供給を予定する場合）売上に関係なく早急に登録を行う必要がある。

### 登録方法

・ HMRCのサイト上でのオンラインの登録、または書面のフォーム（VAT1）による登録である。また、申請書類は基本的に英語であり、該当書類は英訳する等の事前準備が必要である。

オンラインの場合、VAT登録のためのGovernment GatewayのユーザーIDとパスワードが必要となる。

オンライン登録 Register for VAT : <https://www.gov.uk/register-for-vat/how-register-for-vat>

書面のフォーム（VAT1）登録 Register for VAT by post : <https://www.gov.uk/guidance/register-for-vat>

## ■ 参照URL

Register for VAT : <https://www.gov.uk/register-for-vat/how-register-for-vat>

## III | (i) VAT登録（続き）

- VAT登録には3カ月から6カ月ほどかかる。HMRCの条件を満たした書類や情報を期限内にHMRCに提出できなかった場合、原則申請は却下される。

### ■ VAT登録の流れ

- ①英国VAT法及び関連法に基づき課税対象活動であることを確認する。
- ②上記に基づいた情報をVATの登録申請書にて作成し送付する。
- ③HMRCに対して登録申請及び書類を送付する。
- ④HMRCから要請がある場合、追加の書類や情報、関連条文等を期限内に送付・交渉する。
- ⑤各種提出書類が正確で、かつVAT登録要件を満たしているとHMRCが認めた場合、申請が受理する。
- ⑥VAT登録完了の通知書により、インボイスに記載するVAT番号、最初のVAT申告・納付の時期、及びVAT登録日（登録有効日）に関する情報を受領する。
- ⑦MTD対応したソフトウェアを利用しMTD登録を行う。
- ⑧Amazon.co.uk内でVAT番号を登録する。

※VAT登録情報に変更が生じた場合、HM Revenue and Customs (HMRC)に報告する必要がある。企業名称や住所、代理でVAT手続きを担当している会計士または代理人等の変更は30日以内、銀行情報の変更は変更14日前までに対応が必要である。HMRCに報告がなかった場合、罰金もしくは二重請求が発生する可能性がある。

### VAT登録の期間

一般的に書類提出後3カ月から6カ月程である。ただし、HMRCの条件を満たした書類や情報を期限内にHMRCに提出できなかった場合、原則申請が却下される。

一度却下されたものを再度申請することは可能だが、事前にHMRCに電話などで確認し具体的な手続きを問い合わせること。

### ■ 参照URL

Register for VAT : <https://www.gov.uk/register-for-vat/how-register-for-vat>

## III | (i) VAT登録（続き）

- VAT登録には3カ月から6カ月ほどかかる。HMRCの条件を満たした書類や情報を期限内にHMRCに提出できなかった場合、原則申請が却下される。

### ■ HMRCからOMPへの要請

HMRCからAmazonなどのOMPへ要請していることは以下の通りである。これらの内容をよく理解し、セラーである日本企業としては該当しないよう対応しておく必要がある。

- ・ OMP（Amazon）にVAT番号を登録せずに商品を販売ないしはPRしている海外セラー（日本企業）が、OMPでの取引発生から60日以内にVAT番号をOMPに登録できない場合には、HMRCはOMPに対して、マーケットプレイス上の販売を許可しないよう要請している。
- ・ 上記の場合、出品者のアカウントは一時停止されるか、マーケットプレイスから削除される。問題が発生した場合は HMRC VATヘルプラインに連絡するよう通達される。

（出所）HMRC/参照URL

Check when online marketplaces must carry out VAT checks on overseas sellers :

<https://www.gov.uk/guidance/vat-online-marketplace-seller-checks>

### 日本企業が対応すべきこと

- 自社がセラーである場合、上記に従い、VAT番号を取得する必要がある。
- 自社がOMPサービスを提供している場合、セラーのVAT番号を事前に取得する必要がある。

## III | (ii) MTD登録

- MTDとはMaking Tax Digitalの略で、2019年より英国にて採用されたデジタルを駆使した税の申告方法である。全てのセラーはMTD認証されたソフトを利用して税申告を行う必要がある。

### ■ MTD登録

#### MTD (Making Tax Digital)とは

MTD (Making Tax Digital)は、「納税申告書の廃止」を含めた英国政府の政策であり、HMRCよりMTD認定を受けたソフトでの申告を義務付けた政策である。2019年4月1日時点では売上高がVATのしきい値である年間85,000ポンドを超える事業者がMTDの対象であった。**2022年4月1日よりMTDによる申告はVAT登録済みの全ての企業及び組織が対象となった。**自社でVAT登録・VAT申告を行う場合、MTD登録及びMTDソフトを利用したVAT申告が義務付けられている。また代行業者に依頼する場合には、代行業者はMTD認定されたソフトを利用する必要がある。

#### MTD対応ソフトとは

MTD対応ソフト一覧には2023年3月時点で566件の製品が掲載されている。566件の製品については下記のサイトから詳細を確認できる。

### ■ 参照URL

MTD対応ソフト一覧：

[https://www.tax.service.gov.uk/making-tax-digital-software?\\_ga=2.5309043.1387911410.1678624010-683437138.1674629058](https://www.tax.service.gov.uk/making-tax-digital-software?_ga=2.5309043.1387911410.1678624010-683437138.1674629058)

# III | (iii) VAT申告

- VAT申告にはMTD認定されたソフトウェアを利用して3カ月毎に申告する義務がある。
- Amazon販売の場合、OMP含めた総売上の他、実際の税額や控除金額も入力する必要がある。

## ■ VAT申告

### VAT申告の頻度

VAT申告は3カ月毎に行う。**MTD認定されたソフトウェアを利用して申告する義務がある。**

このため、自社でVAT申告を行う場合は、事前にMTD認定されたソフトウェアの利用開始する必要がある。課税対象期間は通常は3カ月であり、申告期限及びVAT納付期限は該当する3カ月の翌翌月7日となる。課税対象期間3カ月の期間はHMRCにより決定する。

なお、支払うべきVATや還付を受けるVATがない場合においても、VAT登録がある限り、申告手続きを行う必要がある。

### Amazon.co.ukでの販売の際のVAT申告の注意点

OMPであるAmazon.co.ukが代理徴税・代理納税した金額を確認する。申告時にはOMP代理納税の金額と自社徴収・納税分とを記入し申告する必要がある。

### VAT申告のペナルティ

不正確な申告書を送った場合、過少または過大請求された税金の最大 100% の罰金が課される。

## III | (iv) VAT納税

- VAT納税は銀行振込やクレジットカードで支払うことが可能である。

- **VAT納税**

- [VAT納税](#)

- 銀行振込やクレジットカード支払いなどの方法でVAT納税を行うことができる。この際、VAT番号も必要である。Amazon.co.uk販売の場合の実際に支払うVAT金額は、Amazonが代理納税した分を除いたVATの納付金額となる。

- **参照URL**

- Pay your VAT bill : <https://www.gov.uk/pay-vat>



# III | (v) インボイス規定

- 英国での売買については英国VAT法でのインボイス規定を遵守する必要がある。
- 事前にインボイス規定をAmazonや独自ドメイン型の自社サイト上にて設定する必要がある。

## ■ インボイス規定

### 英国でのインボイス規定

英国でのインボイス規定は下記の条項である。これらが満たされていない場合は現地企業や消費者からクレームがあったり、税務コンプライアンス違反となる。販売時までには設定を準備しておく必要がある。

- ・ a unique identification number (インボイス番号)
- ・ your company name, address and contact information (自社情報)
- ・ the company name and address of the customer you're invoicing (クライアント情報)
- ・ a clear description of what you're charging for (物品や役務の種類)
- ・ the date the goods or service were provided (supply date) (物品や役務の提供日)
- ・ the date of the invoice (インボイス発行日)
- ・ the amount(s) being charged (税抜価格)
- ・ VAT amount if applicable (VAT金額)
- ・ the total amount owed (総額)

※上記の他、リバースチャージ取引の場合には該当するリバースチャージの文言が必要であり、これらの文言がない場合にはリバースチャージを証明できない。Amazon.co.ukの場合、事前にAmazon.co.uk内で対法人向けインボイス設定しておく必要があるため注意が必要である。同様に自社サイト販売の場合でもインボイス設定は初期段階で対応すべきである。金額が250ポンド未満の消費者向けのインボイスは記載事項を減らすことは可能であるが、自社名やVAT番号、課税時点、金額等は記載義務がある。なお、135ポンド以下の商品を消費者に直送販売する場合、販売時点が物品提供日となるためインボイス日もそのように規定する必要があるため、注意が必要である。

## ■ 参照URL

Invoicing and taking payment from customers : <https://www.gov.uk/invoicing-and-taking-payment-from-customers/invoices-what-they-must-include>

# 目次

はじめに

I. 英国向け越境EC輸出に関わる税の種類と概要

II. 英国向け越境ECにおける税制

III. VAT登録・申告・納税、およびMTD登録

**IV. VAT登録・申告を代行会社に依頼する場合の留意点**

V. Amazon.co.ukへのVAT番号登録手順

VI. 関連リンク集

まとめ

## IV | (i) VAT関連手続きを代行会社に依頼する方法

- VAT登録やVAT申告を外部の代行業者に依頼することができる。
- この章では外部の代行業者に依頼する場合の留意点を記載する。

### ■ VAT関連手続きを代行業者に依頼する選択

自社でVAT登録を行う場合、HMRC（英国歳入庁）のサイトや登録フォームを使ってVAT登録を行う必要がある。また、VAT登録書類を提出した後もHMRCからの電話の対応、自社でVAT申告を行う際の申告書の記載方法や税額の計算方法に対応する必要がある。

このような場合に外部の代行業者（外部ファーム）に依頼する選択肢もある。またこれらの代行業者を利用していると、税法や各種制度の変更の際にも情報収集しやすい利点もある。また税申告だけでなく間接税アドバイスが得意な外部ファームであれば、自社の販売手法に応じた課税方法についてのアドバイスや、インボイス上で課税/非課税で悩んだ場合やどの国でVAT登録を行うべきかといったことのアドバイスを受けることができる。

- この章では外部の代行業者に依頼するメリット・デメリットや選定ポイントなどを記載する。

## IV | (ii) 代行会社の選定ポイント

- VAT登録やVAT申告については、代行業者に依頼するという選択もある。
- 代行業者に依頼する際は費用、役務、実績、拡張性などを考慮し選定する。

### ■ 代行業者（外部ファーム）の選定ポイント

#### 役務内容や日本企業対応の経験を確認

英国でのVAT登録は自社内で書類を準備するのに1カ月程、また登録申請書を提出してから数カ月が掛かる。2022年以降、BREXITの影響などにより書類提出から3カ月から6カ月以上掛かる例が多くなり長期化・複雑化している。代行業者を選定する際、自社が必要としている役務が、VAT登録申請を提出するまでを指しているなのか、その後のVAT登録までのHMRCとの交渉も含むのかを確認する必要がある。

また、日本企業特有の必要書類などもあるため、日本企業との経験が豊富な企業かどうかも選定ポイントである。

#### アドバイスの有無を確認

税申告業務と税務アドバイス業務は異なる。税務調査対応や税務裁判対応なども通常の役務範囲とは異なる。また、税申告業務だけを対応できる企業と税務アドバイスの対応だけを提供できるファームとに分かれる。このため、自社が必要とする役務を確認する必要がある。

また、間違った税申告が行われた場合、将来的な税務調査リスク及び各種罰則の対象となる。

実務的なVAT登録とVAT申告だけを考える必要最小限の税対応ではなく、本社サイドでのグローバルなVATや関税を集中的に管理しグローバルなEC対応について税務リスク管理と戦略的な税務意思決定を行うために、不明な点を適宜確認できる業者を選択する必要がある。

#### コミュニケーション（言語や頻度）を確認

コミュニケーションの頻度や言語によって事業者の負担が異なるため、事前に確認が必要である。

## IV | (ii) 代行会社の選定ポイント（続き）

- VAT登録やVAT申告については、代行業者に依頼するという選択もある。
- 代行業者に依頼する際は費用、役務、実績、拡張性を考慮し選定する。

### ■ 代行業者（外部ファーム）の選定ポイント

#### ビジネスが拡大した場合の将来の拡張性を確認

将来的に英国のAmazon.co.ukのみならず、欧州連合や米国、カナダ、オーストラリア、UAE等でのAmazon販売も検討している場合、これらの地域での対応実績のある業者かそうでないかを見極める必要がある。加えて、独自ドメイン型の税申告の対応の可否や、独自ドメイン型サイトでの各国の税率の設定の可否、また物販以外のサービスの展開も考えている場合、これらのビジネスを含めた対応の可否も確認する必要がある。

#### 事業内容と国際間接税の申告経験を確認

VAT登録やVAT申告について、国際間接税や関税を主業務としていない代行業者もある。VATについて十分な知見を有さない代行業者が税申告し納税額を間違えた場合には、延滞税が掛かるリスクの他、刑事罰が発生することもある。また、HMRCから再三連絡があるにも関わらず返信しない場合悪質な企業と見なされ、罰則が重くなることもある。このため、業者選定の際には業歴や事業内容や実績などを総合的に勘案する必要がある。

Amazonでの越境ECだからと軽く考えるのではなく、将来の税務調査リスクへの対応も考えて業者選定する必要がある。

#### 管轄裁判所を確認

VAT登録やVAT申告が遅れたり、金額が間違っている場合に、代行業者と係争に発展しうる。その場合にどの国の法律で、どの国の管轄裁判所で係争するのかを予め確認する必要がある。

# 目次

はじめに

I. 英国向け越境EC輸出に関わる税の種類と概要

II. 英国向け越境ECにおける税制

III. VAT登録・申告・納税、およびMTD登録

IV. VAT登録・申告を代行会社に依頼する場合の留意点

V. **Amazon.co.ukへのVAT番号登録手順**

VI. 関連リンク集

まとめ

# V | AmazonでのVAT番号入力

- AmazonにVAT番号を登録する方法は下記の通りである。

- **Amazon内でのVAT番号入力方法**

Amazon販売する際に、VAT登録を怠った場合のリスク/処置についてAmazonでも下記の記載がある。  
このため、**Amazon.co.ukでの販売の際にはVAT番号の取得を事前に行う必要がある。**

- **Amazonでのウェブサイト抜粋**

“登録を行わなかったり先延ばしにしたりすると、アカウントが停止されるおそれがある。  
出品者様の中には、必要なVAT登録を行わずに在庫を英国に発送する方がいる。  
これはアカウントの停止につながる。

**在庫を発送する前に、必ずVAT登録を済ませておくこと”**

- **参照URL**

Amazon / 参照URL

VATへの対応：<https://sell.amazon.co.jp/grow/global-selling/europe/vat>

# V | AmazonでのVAT番号入力方法

- AmazonにVAT番号を登録する方法は下記の通りである。

## ■ Amazon内でのVAT番号入力方法

- ① Amazon.co.ukセラーアカウントのトップページの右上のネジのマークをクリックする。
- ② 出品者アカウント情報を選択する。
- ③ 出品者アカウントページに遷移する。
- ④ 納税情報「VAT算出の設定」をクリックする。
- ⑤ 「VAT/GST登録番号を追加」をクリックする。
- ⑥ 「VAT/GST登録番号」に自社所有のVAT番号を入力する。



(出所) Amazon.co.uk

VAT/GST/登録情報を追加する ×

国/地域 グレート・ブリテンお… ▾

市民ID [詳細はこちら](#)

VAT/GST登録番号

GB

(出所) Amazon.co.uk



# V | Amazonでの商品価格設定

- Amazonの規約上、VATは販売価格に含めること。

## ■ Amazon内でのVAT規定

非EUの出品者がEUでの出品を検討すべきこととしてAmazonでは下記のように記されている。

1.VATは、配送先での輸入に対して発生します。在庫をヨーロッパに発送（FBA、つまりフルフィルメント by Amazonを利用する場合はフルフィルメントセンターに発送）すると、その国の輸入VATを支払う必要があります。

2.VATは販売価格に含まれます。EUでは、表示価格にVATが含まれます。たとえば、Amazon.co.jpで、ある商品を1,000円（税抜）で出品しているとしましょう。英国でその商品を同等の価格で出品するには、VATを20%とすると、Amazon.co.ukでの表示価格は1,200円になります。ヨーロッパのAmazonマーケットプレイスにおける価格設定について分析する際はこの点を考慮してください。

出品者様の中には、VATの徴収と税務当局への支払いを、カスタマーやオンラインマーケットプレイスが行っていると思っている方がいらっしゃいます。もしそう思い込んでいると、VATの支払いを行う四半期が来たときに、VATの支払いに関して徴収も貯蓄もしていなかったことに気づき、純利益からVATを支払うことになってしまいます。商品価格を引き上げることで、簡単にこの事態を避けることができます。つまり、請求すべきVATの税率を把握し、販売価格にそのVATを含めるということです。

（出所）Amazon / 参照URL

VATへの対応：<https://sell.amazon.co.jp/grow/global-selling/europe/vat>

## Amazon内での価格戦略

Amazonでの規約は上記の通りである。VATを含めた金額で販売を行うように注意すること。また、これとは別の議論としてFBA倉庫に納品する際、輸入が発生するため輸入VATも掛かる。後に控除対象となり還付対象となるが、輸入VATも発生する点は留意すること。

# 目次

はじめに

I. 英国向け越境EC輸出に関わる税の種類と概要

II. 英国向け越境ECにおける税制

III. VAT登録・申告・納税、およびMTD登録

IV. VAT登録・申告を代行会社に依頼する場合の留意点

V. Amazon.co.ukへのVAT番号登録手順

**VI. 関連リンク集**

まとめ

## IV | 関連リンク集

- 英国向けの輸出に関わる各種制度については下記のリンクも参照のこと。

- 関連リンク集

輸出時の消費税：日本/貿易・投資相談Q&A-国・地域別に見る-ジェトロ(jetro.go.jp)

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04J-120102.html>

越境EC販売におけるVAT：EU・英国向け輸出/貿易・投資相談Q&A-国・地域別に見る-ジェトロ(jetro.go.jp)

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/F-220812.html>

英国プラスチック包装法

Plastic Packaging Tax: steps to take :

<https://www.gov.uk/guidance/check-if-you-need-to-register-for-plastic-packaging-tax>

MTD (Making Tax Digital)

Overview of Making Tax Digital :

<https://www.gov.uk/government/publications/making-tax-digital/overview-of-making-tax-digital>

## IV | 関連リンク集（続き）

- 英国向けの輸出に関わる各種制度については下記のリンクも参照のこと。

- 関連リンク集

Online Trade Tariff : look up commodity codes, duty and VAT rates : 品目名・品目コードによる関税・VATの検索  
<https://www.trade-tariff.service.gov.uk/sections>

Look up tariffs, taxes and rules to trade with the UK : 輸出国ごとの品目名・品目コードによる関税、VAT、割当、規制の検索、および当該国との間に適用されている協定など輸入に関する一般的情報と関連リンク  
<https://www.gov.uk/get-rules-tariffs-trade-with-uk>

The Tariff of the United Kingdom : UKGT の現行の品目分類表および標準税率表（随時更新）  
<https://www.gov.uk/government/publications/reference-document-for-the-customs-tariff-establishment-eu-exit-regulations-2020>

Tariff Stop Press Notices : 品目コードの変更、セーフガード措置の開始、関税割当、貿易協定等タリフに影響する最新情報  
<https://www.gov.uk/government/collections/tariff-stop-press-notice>

Statutory guidance : Reference Documents for The Customs (Tariff Quotas) (EU Exit) Regulations 2020 : 現行の関税割当のリスト（随時更新）  
<https://www.gov.uk/government/publications/reference-documents-for-the-customs-tariff-quotas-eu-exit-regulations-2020>

Guides to importing and exporting goods between Great Britain and the EU : ガイダンス : 移行期間終了後のグレートブリテン・EU 間の製品輸出入手続きのフローチャート（2021年2月9日発表）  
<https://www.gov.uk/government/publications/guides-to-importing-and-exporting-goods-between-great-britain-and-the-eu>

# 目次

はじめに

I. 英国向け越境EC輸出に関わる税の種類と概要

II. 英国向け越境ECにおける税制

III. VAT登録・申告・納税、およびMTD登録

IV. VAT登録・申告を代行会社に依頼する場合の留意点

V. Amazon.co.ukへのVAT番号登録手順

VI. 関連リンク集

まとめ

# 免責事項

## 免責事項

- 本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2023年3月時点における一般的な解釈について述べたものである。ジェットロ及びオプティ株式会社、オプティ・リサーチアンドアドバイザー株式会社、OPTI B.V. およびそのメンバーファームまたはこれらの関係法人（以下「オプティネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではない。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず専門家の適切なアドバイスをもとに判断いただきたい。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、オプティネットワークの公式見解ではない。ジェットロ及びオプティネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとする。
- 運営受託

オプティ株式会社およびそのグループ会社は2010年の創業以来、日本企業及び外国企業に対する税務アドバイザー及び税務コンプライアンスを実施し、のべ3000社以上の支援をしている。特にDXに関連する越境EC及びデジタルプラットフォームの間接税を専門領域とし、欧米、アジア、中東など世界各地をカバーしている。

オプティ株式会社  
東京都千代田区内神田1-2-2 小川ビル4階  
050-1790-8995  
<https://www.opti.co.jp>  
[account@opti.co.jp](mailto:account@opti.co.jp)

# レポートをご覧いただいた後、 アンケートにご協力ください。 (所要時間：約1分)

[https://www.jetro.go.jp/form5/pub/dne/vat\\_survey](https://www.jetro.go.jp/form5/pub/dne/vat_survey)

## レポートに関するお問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

デジタルマーケティング部

ECビジネス課



03-3582-5227



DNE-us@jetro.go.jp



〒107-6006  
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

### ■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載